

令和4年第4回定例会(令和4年12月16日)

厚生環境教育委員会委員長 (荒金 卓雄 委員長)

去る12月6日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託されました議案「議第86号 令和4年度別府市一般会計補正予算(第9号)」関係部分ほか3件につきまして、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、「議第86号 令和4年度別府市一般会計補正予算(第9号)」関係部分及び「議第90号 令和4年度別府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」関係部分の予算議案についてであります。

各課主なものとして、生活環境課関係部分においては、市指定ごみ袋の原材料が全国で不足していることから、生産価格に転嫁されることにより、消耗品費を2,345万8千円増額するものであるとの説明がなされました。委員から、ごみ袋の購入価格が上がるのかとの質疑に対し、当局から、市民の購入価格は変わらないとの答弁がなされました。また、別の委員から、ごみ袋の形状が変わり、市民から使いづらいとの声が出ているが、どう対応するのかとの質疑に対し、当局から、市民から様々な声をいただいているため、今後改善していきたいとの答弁がなされた次第であります。

続いて、ひと・くらし支援課関係部分においては、医療機関でマイナンバーによるオンライン資格確認を行うためのシステム改修等の委託料390万5千円を追加計上していること、また、前年度事業の精算に伴う国や県への返納金等を計上しているとの説明がなされました。委員から、生活保護受給者とマイナンバーを紐づけすることの利点についての質疑に対し、当局から、病院の窓口で保険証が不要となること、また、システムをバージョンアップすることで、市と医療機関、支払基金との請求において、重複受診と重複・多剤服薬を防ぐことができるとの答弁がなされました。

次に、障害福祉課関係部分についてであります。障害福祉サービスデータベースの構築経費に係る委託料856万4千円を追加計上していること、また、利用者数や事業所数の増加に伴い、自立支援給付費及び障害児通所支援事業費の追加額を計上し、その財源となる国・県からの収入の補正、併せて、前年度事業の精算に伴う国や県への返納金等を計上しているとの説明がなされました。委員から、児童の障がい認定者数についての質疑に対し、当局から、令和3年度は421人、令和4年11月は545人であり、124人の増加との答弁がなされました。また、別の委員から、障がい者関係施設数の推移について質疑があり、平成26年度は210か所、令和4年11月は279か所、障がい児関係施設数は平

成 26 年度 8 か所、令和 4 年 11 月は 62 か所であり、いずれも増加しているとの答弁がなされた次第であります。

続いて、子育て支援課関係部分についてであります。子ども医療の助成対象となっている未就学児及び非課税世帯の小中学生の医療機関への受診が増加していること、並びに 10 月から始まった課税世帯の小中学生への通院の一時助成の申請が想定を上回る状況であることから 4,754 万円を追加計上していること、また、前年度事業の精算に伴う国や県への返納金等を計上しているとの説明がなされた次第であります。委員から、返納金の額が多い理由について質疑があり、当局から、厚生労働省関係の補助金については支給対象者としてコロナ禍における家計急変者を想定していたが、見込みより少なかったことなどによるものとの答弁がなされました。

次に、「議第 90 号 令和 4 年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」関係部分では、一人暮らしの高齢者等の居宅に食事を定期的に届ける事業について、物価高騰等のため 1 食あたりの補助額の増額と利用者の増加に伴い、451 万 8 千円を追加額として計上し、その財源となる国・県からの交付金と市の一般会計からの繰入金収入の補正、及び過年度保険料還付金の増加に伴い増額補正すること、及び職員人件費を減額補正すること等により、予備費が 128 万 4 千円減額となるとの説明がなされました。委員から、食事サービス事業の増加食数について質疑があり、当局から、令和 3 年 11 月と令和 4 年 3 月を比べると月 500 食増えているとの答弁がなされました。また、別の委員から、保険料の還付金詐欺が発生しているが、市からの還付金の正しい手続き方法について質疑があり、当局から、還付金の通知は必ず文書で行っているとの答弁がなされ、さらに同委員から、還付金詐欺について、市民から問い合わせはあるかとの質疑に対し、当局から、先月までは月数件あり、問い合わせがあった場合は、市の防災危機管理課を通して警察に連絡しているとの答弁がなされた次第であります。

以上 2 件の予算議案の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議無く原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、1 件の条例議案及び 1 件のその他議案についてであります。

初めに、「議第 95 号 別府市立学校職員の給与等に関する条例等の一部改正について」は、定年引上げに関する地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する 3 つの条例の一部を改正するもので、給与等については、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改め、当分の間、60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後の職員の給料については、県職員の例により支給すること、また、退職手当については、議第 92 号の第 12 条（別府市職員の退職手当に関する条例の一部改正）と同様の改正をするとの説明がなされました。

委員から、今回の改正の対象となるのは市立幼稚園の先生方かとの質疑に対して、当局から、対象職員は、市立幼稚園の教諭、助教諭、講師であり、市立小中学校の先生は県の採用であるので、県の条例の対象となるとの答弁がなされました。

最後に、「議第 105 号 市長専決処分について」であります。

処分事項は、別府市美術館における事故の和解及び損害賠償の額の決定であり、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 10 月 12 日付で市長専決処分し、示談したため、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求めるとの説明がなされた次第であります。委員から、事故があったのは施設の不備によるものかとの質疑に対して、当局から、保険会社の査定で、損害賠償が可能との判断により保険会社から示談の金額の提示があり双方で協議をしたとの答弁がなされました。また、別の委員から、相手方と交渉した回数についての質疑があり、当局から、社会教育課と当事者とで数十回にわたり示談交渉をしたとの答弁がなされました。

以上 1 件の条例議案及び 1 件のその他議案の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決・承認すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果についての報告を終了いたします。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。